

平成 20 年度 事業計画書案

《事務局》

公益法人改革関連 3 法が平成 20 年 12 月 1 日から施行される。本修練会としては、23 年中の公益財団法人としての認定を受けることを目指す。そのため本年度を公益法人改革元年と位置付けて主務官庁との連携を一層強めつつ、そのための準備と 1 館 2 荘の経営に当たっての公益的事業の推進に努めていく。

1. 公益目的事業を重視する修練会の理事会、評議員会そして監査の実施
2. 財団法人主務官庁としての文部科学省への的確な報告、届出と常時の連携
3. 公益財団法人認定申請準備初年度として定款見直しと新会計基準等に沿った経理点検
4. 近隣地域への広報としての月 1, 2 回の修練会事務局情報紙の発行やホームページの充実

《成美教育文化会館》

会館事業としては、公益目的事業の推進を基本に据え、地域社会の教育・文化及び福祉のさらなる向上に努める。特に、近隣地域住民の自己実現支援や希望に応えるための、「生涯学習のための場の提供と助言」、「教育・文化・福祉に関する講演会等の実施」、「幼児・児童・生徒への教育活動支援」、「会館安全性への確保」に努める。なお、平成 20 年度は、会館改築 10 周年事業を計画し、推進していく。

- 1、「生涯学習のための場の提供と助言」
 - (1) 継続利用団体との会館改築 10 周年記念行事の実施
 - (2) 会館利用者の自己実現を図る取組みへの支援協力
 - (3) 会館利用者との情報交換（情報紙「かけはし」や「としまだより」の発行を含む。）
- 2、「教育・文化・福祉に関する講演会等の実施」
 - (1) 講演会（第 3 回輝きりポート＝会館改築 10 周年記念行事）の実施
 - (2) 映画鑑賞会の実施（年間数回）
 - (3) 地域の文化活動などへの支援協力
- 3、「幼児・児童・生徒への教育活動支援」
 - (1) 幼児・児童・生徒などの作品展示会等への支援
 - (2) 幼児教育発展への支援
- 4、「会館安全性への確保」
 - (1) 施設・設備の計画的改修・修繕や館内全面禁煙の推進
 - (2) 天災・人災等に備えての職員・利用者との避難訓練等の実施

《至楽荘・一字荘》

2 荘の事業としては、公益目的事業のますますの推進を目指す。特に 2 荘の所在地近隣地域住民への利用拡大や都内・近県学校の教育課程内での教育活動支援にも力を注いでいくように努める。なお、利用者増を考えるだけでなく、利用者の安全安心確保への取組みを第一に考え、施設・設備の計画的改善を推進していく。

1. 公益事業の充実
 - (1) 2 荘利用者の拡充と支援

- ・教育課程内利用者等への案内の拡充と充実
 - ・利用方法、教材的価値などの情報の提供
 - ・教育課程内利用者への利用方法や利用料金の支援
- (2) 2 荘設置地域との交流
- ・勝浦市や茅野市との連携継続
 - ・罹災時その他必要に応じて、市や市民への施設の提供
2. 安全・安心の充実
- (1) 衛生寝具の管理
- ・レンタル会社と布団のレンタルの継続と内容の改善
 - ・地域の業者と連携したりネンサービスの円滑な実施
- (2) 災害や事故への対応
- ・防災計画の見直しと避難経路の確認
 - ・消防署など、関係機関との連携強化
 - ・防火・防犯のための一字荘周辺の不要樹木伐採整備
 - ・建物被害を防ぐための、至楽荘の裏山危険樹木伐採整備
- (3) 環境への配慮
- ・節水、節電の徹底
 - ・地域の清掃事業への積極的協力
 - ・地域動植物の保全への協力と生命尊重の精神の啓蒙
3. 施設・設備の改善
- (1) 内部整備
- ・至楽荘管理室（職員室）の整理
 - ・一字荘大型ストーブ設置
 - ・一字荘・至楽荘除湿機増設
 - ・至楽荘部屋換気扇交換
- (2) 外部整備
- ・至楽荘外壁工事
 - ・至楽荘屋根工事
 - ・至楽荘浄化槽工事
 - ・一字荘トイレ工事
 - ・2 荘周辺樹木伐採